



県 章

# 滋賀県公報

平成 22 年（2010 年）  
8 月 5 日  
号 外 （ 1 ）  
木 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した平成21年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年8月5日

滋賀県監査委員	大 井 豊
”	平 居 新 司 郎
”	山 田 実
”	宮 村 統 雄

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
南部環境・総合事務所	平成22年5月21日
甲賀環境・総合事務所	平成22年6月16日
東近江環境・総合事務所	平成22年6月3日
湖東環境・総合事務所	平成22年6月2日
湖北環境・総合事務所	平成22年5月25日
高島環境・総合事務所	平成22年5月24日
西部県税事務所	平成22年6月7日・7月9日
南部県税事務所	平成22年5月21日・7月9日
中部県税事務所	平成22年6月3日・7月9日
東北部県税事務所	平成22年5月25日・7月9日
自動車税事務所	平成22年6月7日・7月9日
西部・南部森林整備事務所	平成22年6月21日
甲賀森林整備事務所	平成22年6月16日
中部森林整備事務所	平成22年6月15日
湖北森林整備事務所	平成22年6月9日
南部健康福祉事務所	平成22年5月21日・7月9日
甲賀健康福祉事務所	平成22年6月16日・7月9日
東近江健康福祉事務所	平成22年6月3日・7月9日
湖東健康福祉事務所	平成22年6月2日・7月9日
湖北健康福祉事務所	平成22年5月25日・7月9日
高島健康福祉事務所	平成22年5月24日・7月9日
大津・南部農業農村振興事務所	平成22年6月18日
甲賀農業農村振興事務所	平成22年6月10日
東近江農業農村振興事務所	平成22年6月15日

湖東農業農村振興事務所	平成22年6月17日
湖北農業農村振興事務所	平成22年6月23日
高島農業農村振興事務所	平成22年6月8日
大津土木事務所	平成22年6月21日
南部土木事務所	平成22年6月18日
甲賀土木事務所	平成22年6月10日
東近江土木事務所	平成22年6月15日
湖東土木事務所	平成22年6月17日
長浜土木事務所	平成22年6月23日
木之本土木事務所	平成22年6月9日
高島土木事務所	平成22年6月8日
東京事務所	平成22年5月27日

(注) 平成22年7月9日の監査執行は書面監査による。

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

#### 甲賀環境・総合事務所

職員の不注意による交通事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて1,302,625円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

#### 高島環境・総合事務所

通勤手当の支給において、認定誤りにより昭和59年5月から正当額を上回って支給され、641,500円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

#### 南部県税事務所

- (1) 県税については、適正課税、滞納整理の強化など収入確保に努力されているものの、平成22年5月末日現在の収入未済額(法定徴収猶予分を除く。)は、前年同期に比べ120,065千円増加し、1,112,719千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
- (2) 職員の不注意により、物品(石油製品自動蒸留試験装置)が損傷し、568,575円が支払われているので、今後は物品の適切な管理に努められたい。

#### 自動車税事務所

自動車税の還付において、所定の事務処理手続きを怠ったため、142件、2,157,700円の還付漏れがあり、還付加算金80,100円を支出している事例が認められたので、今後は適正な事務処理に努められたい。

#### 甲賀健康福祉事務所

生活保護費返還金については、回収に努力されているものの、平成22年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ548,861円増加し、1,498,361円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

#### 大津土木事務所

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成16年4月から正当支給額を上回って支給され、133,200円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

#### (7) 収入関係(18件)

- ・調定誤りがあるもの  
(高島土木事務所)

- ・ 県税、生活保護費の返還金、河湖占用料等、契約解除に伴う違約金等について収入未済の解消を求めるもの  
(西部県税事務所、中部県税事務所、東北部県税事務所、南部健康福祉事務所、東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所、湖北健康福祉事務所、高島健康福祉事務所、大津土木事務所、甲賀土木事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所)
  - ・ 県税、河湖占用料等、契約解除に伴う違約金等について、収入未済額は前年同期に比べ減少しているものの、引き続きその解消を求めるもの  
(自動車税事務所、南部土木事務所、長浜土木事務所、高島土木事務所)
  - ・ 現金保管が不適切なもの  
(甲賀環境・総合事務所)
- (4) 支出関係(6件)
- ・ 還付加算金の支出額を誤っているもの  
(南部県税事務所)
  - ・ 諸手当の支給を誤っているもの  
(甲賀環境・総合事務所、湖東環境・総合事務所、自動車税事務所、西部・南部森林整備事務所)
  - ・ 旅費の支給を誤っているもの  
(西部県税事務所)
- (5) 契約関係(2件)
- ・ 仕様書の積算誤りがあるもの  
(甲賀農業農村振興事務所)
  - ・ 変更契約が適期適切に処理されていないもの  
(南部土木事務所)
- (6) 財産関係(7件)
- ・ 交通事故等の防止を求めたもの  
(東近江環境・総合事務所、西部県税事務所、南部健康福祉事務所、甲賀健康福祉事務所、湖北健康福祉事務所、大津・南部農業農村振興事務所、南部土木事務所)
- (3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

### 3 意見

平成22年5月21日から6月23日までおよび7月9日に実施した36機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 市町合併に伴う県の役割について(各環境・総合事務所)

県内の市町合併がほぼ一段落する状況に合わせ、県行政が果たすべき役割の変化も捉えながら、これまでの地域振興局という総合事務所方式を、平成21年度からは単独方式による専門事務所化へと大きな転換が図られたところである。

各環境・総合事務所においては、管内に1市あるいは2市、あるいは2市2町、1市4町など、それぞれの管内事情はあるものの、いずれの事務所においても合併後の姿を踏まえた上で、県行政が担うべき役割を的確に果たしていくことが求められている。

もとより各市町は基礎自治体として地域の行政の中心的役割を担い、県は、広域的課題や専門性を要する分野への行政責任を果たすべきものであり、そうした原点に立って県と市町の二重行政に陥ることなく、新たな県の役割が地域住民に見える形で示せるよう、「総合事務所」としての機能を発揮されたい。

(2) 地域振興に向けた取組について(東近江、南部、甲賀環境・総合事務所)

平成22年7月、竜王地先に大型商業施設がオープンし、京阪神のみならず北陸や中京圏からも大きな集客が見込まれているところである。近隣の環境・総合事務所においては、これを滋賀の観光や特産品の振興を図る絶好の機会と捉え、農業農村振興事務所などとともに市町、関係団体との連携を図りながら地域振興の推進につなげるための取組を進められたい。

(3) 未利用財産の有効活用について(甲賀環境・総合事務所)

甲賀合同庁舎における余剰スペースについては、財源確保などの観点から、その有効活用を事務所の課題と捉えて検討をされているが、昨年度の監査時から一年間という日数を経ても未だに具体策を打ち出すことができていない。周辺の相場に比べ賃料が高いということや、貸付期間が短いということなど、県の貸付条件が厳しいという背景があるにしても、市場原理にあった条件整備なども含めて、今少しスピード感を持ってさらなる努力を傾注されたい。

(4) 経費の適正な執行について（湖東環境・総合事務所）

公用車の故障に伴う修理において、故障原因の究明と責任分担について、業者側との話し合いが十分に行われていないままに、早々と修理費の相当部分について県側が負担していたという事例が見受けられた。

本来、自動車が故障した場合は、その原因が使用者側の責任であるのか、あるいはメーカー側の責任であるのか、徹底的な究明がなされた上で、それぞれの責任割合が決定され、その割合に応じて所要経費が負担されるべきものであるが、今回の事例はそうした手続きが十分なものではなく、今後、経費を執行するに当たって、かかることのないよう留意されたい。

(5) 森林組合への指導について（各森林整備事務所）

採算性の悪化や森林所有者の山離れ等により、林業は大変厳しい状況にあるが、県土の半分を占める森林資源の活用は滋賀の将来に関わる大きな課題である。

戦後植栽されたスギ・ヒノキの人工林の多くは利用可能になりつつあり、県産材を安定的に供給できる生産流通システムの構築が強く求められるところであり、その取組の核となるのは森林組合である。

徐々に合併を進めながらも県内には現在10の森林組合があり、4つの森林整備事務所と支所がそれぞれ連携を取りながら生産コストの低減や生産性の向上、および人材育成に取り組んでいるが、今後さらに、集約化の推進、路網の整備、高性能林業機械の導入など、林業経営体としての総合力を活かした持続可能で意欲的な森林経営をめざすためにも、森林組合のさらなる経営基盤の強化を重点にした指導に努められたい。

(6) 公共工事の履行確保について（高島農業農村振興事務所）

農業用水路工事において、工事施工業者の経営不振から施工の継続が困難となり、年度末において出来高約10%の現況で一旦工事を打ち切り、工事完了とさせた事例が見受けられた。

本来、業者側の事情で工事が継続できないことを見込んだ場合は、その時点で速やかに、工期内完了を最優先にした対応を取るといった判断が求められるところであり、今後取り組む公共工事については、今回の教訓を活かして、より適切な進行管理が図られるよう努められたい。

(7) 道路管理について（各土木事務所）

道路管理については、原則として、市町を超え広域にまたがる道路は県道として、市町の区域内で完結するのは市町道として管理されてきたところであるが、市町合併により、その定義と実際の区分けが合致しない状況があるものと思料される。この際改めて、その区分けについての見直しを検討されたい。

また、道路における電線の地中化やバリアフリー化は、歩行者や障害のある人にとって安全で利用しやすい歩行空間となり、沿道景観は美しく向上し、台風や地震などの災害から人々を守ることなど幅広い効果をもたらすものである。これまでの「車のための道路づくり」から「人に優しい道路づくり」への転換に向けて、積極的な事業推進を図られたい。

また、県道には約7,000本の街路照明灯が設置されているが、その電気料金は年間2億円を上回る状況となっている。経費節減のみならずこれからの低炭素化社会づくりに向け、従来の水銀灯から省エネ型の街路灯への切替えを一層促進されたい。

(8) 資材置場の管理について（各土木事務所）

平成22年6月から7月にかけて、土木事務所が保管する鋼矢板の盗難事件が、3件続いて発生した。近年、鉄材を狙った全国各地での犯罪が様々に報道される中での今回の事件発生により、県に対する県民の不信を招いたことは誠に遺憾である。各土木事務所においては、県民の大切な財産を預かっているという責任ある立場の下で、その信頼回復に向けて、再度、保管状態を速やかに点検するとともに、保管方法等について再検討されたい。